

答 申 第 2 2 7 号  
平成 1 8 年 6 月 1 2 日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 1 7 年 1 2 月 8 日付け保指第 7 5 3 号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

諮問第 3 1 5 号

平成 1 7 年 1 0 月 2 0 日付けで異議申立人から提起された、平成 1 7 年 1 0 月 1 9 日付け保指第 6 2 7 号の行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

平成17年10月19日付け保指第627号の行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

千葉県が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条1項4号として議決されていない違法な条例や、同条1項の公の施設の設置管理条例で介護保険の通所介護事業を実施しない違法や、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第1条違反を承知で、鋸南町を通所介護事業者指定した経緯がある。

指定の際に、補助金適化法違反があるのに確認もせずに（目的外使用の場合の補助金返還がされない違法を承知していたともみなせる。）何でも指定をしていたのは、社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会の居宅介護支援事業者の指定でも同じようなことがあったことから明らかである。鋸南町を事業者指定した文書が対象文書で存在する（指定申請書も含まれる。）。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は以下のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は実施機関に対し、平成17年9月15日付けで、行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容欄に「安房郡鋸南町が、公の施設である保健福祉総合施設の設置管理条例で利用料金を定めず、通所介護事業の利用料を利用者から徴収できた根拠についてわかる書類」と記載された行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

(1) 事業者が介護保険サービスを利用者に提供するためには、県知事から介護保険事業者の指定を受け、サービス内容や料金等について利用者と個別に契約を行う必要がある。

そこで、介護保険事業者の指定関係を中心に請求内容を検討したところ、本件請求には「安房郡鋸南町が、公の施設である保健福祉総合施設の設置管理条例で利用料金を定めず、」とあり、この請求内容を検討したところ、鋸南町の通所介護事業の事業者指定に際し、条例で利用料を定めているか否かについては事業者指定の際の審査の対象としていないので、「鋸南町が公の施設の設置管理条例で利用料金を定めず、通所介護事業の利用料を徴収できた根拠がわかる書類」については、取得、作成する必要がないものである。

なお、念のため請求の対象となる行政文書について調査したが、該当する文書は不存在であった。

よって、本件請求に適合する行政文書は存在しないと判断し、不開示決定を行ったものである。

- (2) 異議申立人は、本件異議申立てにおいて、鋸南町を事業者に指定した文書（指定申請書も含まれる。）が開示対象となる行政文書であるとしている。

しかし、異議申立人が該当文書と主張する、鋸南町から提出された指定申請書等を含む、鋸南町を通所介護事業者に指定した際の起案文書一式については、前記(1)において記した理由により、該当文書には当たらないものである。

なお、異議申立人が言うところの鋸南町に対する事業者指定に関する起案文書については、異議申立人自身からの平成17年9月20日付けの別件開示請求に基づき既に開示しているところである。

#### 第4 審査会の判断

当審査会は異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のとおり判断する。

##### 1 本件異議申立てについて

本件請求の内容は前記第3、1のとおりであり、請求書に「保指分」と記載するなどして、請求の対象を健康福祉部保険指導課が保有する行政文書に限定して請求されたものである。

実施機関は本件請求に係る行政文書は不存在であるとして、前記第2、1に記載する本件決定を行った。

これに対し、異議申立人は、平成17年10月20日付けで本件異議申立てをしたものである。

##### 2 本件請求に係る行政文書の存否について

実施機関は本件請求に係る行政文書は存在しないとしているので、以下、

検討する。

(1) 本件請求に係る行政文書の存在について

実施機関の説明によると、鋸南町の保健福祉総合施設の利用料を条例で定めているか否かについては、通所介護事業の事業者指定に際しての審査の対象ではなく、このような行政文書を実施機関は取得、作成する必要がないとのことである。

通所介護事業者の指定に関する一連の手続きを確認すると、利用料については、通所介護事業者指定申請書の添付書類である「運営規程」の記載項目であることから、実施機関が事業者の指定に当たって、その内容を審査していることは認められる。

しかし、その審査は利用料を料金表などによって具体的に定めているかどうかを確認するものであって、事業者が何を根拠に利用料を定めたかについては審査項目ではない。このことは、事業者が市町村の場合であっても同じであり、利用料の根拠を実施機関が審査する必要は認められない。

よって、本件請求に係る行政文書が存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

なお、当審査会では本件請求の趣旨を満たす行政文書の存在について改めて実施機関に確認したが、対象となる行政文書の存在を認めることはできなかった。

(2) 異議申立人の主張について

異議申立人は、前記第2、2のとおり鋸南町を事業者に指定した文書等が開示対象となる行政文書であると主張する。

当審査会において、実施機関が鋸南町を通所介護事業者に指定した行政文書を申請書も含めて確認したところ、その利用料に関する記載については前記(1)と同様であり、当該文書は請求の趣旨を満たす行政文書とは認められなかった。

よって、異議申立人の主張には理由がない。

以上のとおり、本件請求の対象として特定すべき行政文書を保有しているとは認められないので、実施機関が本件請求に対し、本件決定をしたことは妥当である。

3 結論

以上のとおり、実施機関の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 12. 8	諮問書の受理
18. 1. 20	実施機関の理由説明書の受理
18. 4. 25	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成18年4月25日現在)